

困窮世帯支援 政府7月開始

3ヵ月で最大30万円

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で困窮する世帯に向け、3ヵ月で最大30万円を支給する新制度を7月から始める。緊急

政府による主な支援策

新貸付金

要件を満たした世帯に3ヵ月で最大30万円支給

総合支援資金、緊急小口資金

収入が減った世帯に最大計200万円貸し付け申請期限を8月末に延長

雇用調整助成金

経営難の企業などに日額上限1万5000円助成率は支払った手当の最大100%

事態宣言の長期化による厳しい雇用情勢に対応するため、収入が減った人への貸付制度や雇用調整助成金の特例期限を延長する。

新制度は預貯金が100万円以下で、貸付制度を上限まで使うといった要件を満たした人を対象とする。生活保護世帯は対象外。世帯単位で単身なら月6万円、2人世帯なら8万円、3人以上なら10万円を支給する。また無利子の特例貸付制

度の申請期限を8月末まで延長する。生活費が必要な人に1度で最大20万円を貸し出す「緊急小口資金」と、主に失業して暮らしを立て直したい人に最大60万円を3回まで貸す「総合支援資金」があり、合わせて最大200万円を借りられる。

困窮者に家賃を支援する「住居確保給付金」の再申請は9月末まで受け付ける。職業訓練を受ける求職者向けの給付金と重ねて支給することも認める。

従業員の雇用を維持するために企業が支払った休業手当を支援する雇用調整助成金の特例措置について、経営難の企業や緊急事態宣言地域を含めて現状のまま7月末まで維持する。